

(別表) 指定学校の変更が認められる場合

(平成19年1月1日施行)

指定学校の変更事由	期間	必要書類
1 障害、病気その他の身体的理由		
(1) 児童生徒が、障害、病気その他の身体的理由により指定学校への就学が困難と認められる場合	卒業までの必要と認める期間	医師の診断書等
(2) 指定学校以外の特別支援学級に入級する場合	入級期間中	障害を証する書類等
2 転居に伴う理由		
(1) 1年以内に転居が確実な児童生徒が、当該学年当初から転居予定地の指定学校へ就学を希望する場合	当該学年中の転居の日まで	建築確認書・売買契約書・賃貸借契約書等の写し
(2) 次の事由により従前の学校への就学を引き続き希望する場合		
ア. 転居のため他の校区に移った場合	卒業までの必要と認める期間	
イ. 新築・増改築等により一時的（原則1年以内）に他の校区に移った場合	新築・増改築等にかかる家屋への入居の日まで	建築確認書・売買契約書・賃貸借契約書等の写し
ウ. 住宅購入にかかる融資手続きの事情で児童生徒の住所と実際の居住地が一致しなくなった場合	購入にかかる住宅への入居の日まで	建築確認書・売買契約書・賃貸借契約書等の写し
(3) 公共事業に協力して転居する場合	卒業までの必要と認める期間	公共工事主体からの依頼書等
3 校区の変更に伴う理由		
住居表示の変更その他の校区の変更があった住所地の児童生徒が、従前の学校への就学を引き続き希望する場合	卒業まで	

指定学校の変更事由	期間	必要書類
4 家庭の事情による理由		
(1) 3年生以下の児童が、登校前又は下校後に指定学校の区域内に監督者がおらず、他の校区内では十分な保護監督を受けうる場合 (例) ・保護者が出勤時に他校区の小学校に送る場合 ・学童保育に入所する場合 ・自営で店舗の所在地の学校に就学する場合	小学校3年生まで	理由を証する書類
(2) 前記(1)により指定学校が変更されている児童が、引き続き指定学校の変更を受けようとする場合	卒業までの必要と認める期間	
(3) 指定学校が変更されている児童生徒の他の兄弟姉妹が、当該学校への就学を希望する場合	卒業まで	
5 通学の利便性による理由		
次の事由により隣接学校（原則として、小学校は同じ中学校区内の学校のうち、中学校は同じ高等学校の学区内の学校のうち、住所地に最も近い学校とする）への就学を希望する場合		
ア. 指定学校までの通学距離が、小学校で片道2km以上、中学校で片道3km以上で、指定学校より隣接学校への通学の負担が少ない場合	卒業まで	
イ. 住所地から指定学校への通学にバスその他の公共交通機関の利用が認められている場合	卒業まで	
ウ. 他の校区を経由せずに通学する経路がない場合(指定学校が校区外に設置されている場合を除く)	卒業まで	
6 教育的理由		
いじめ、不登校、学校行事の関係その他の特に教育的配慮を要する場合	卒業までの必要と認める期間	理由を証する書類等
7 小規模特認校による入学許可		
六甲山小学校及び藍那小学校に就学を希望する場合	卒業まで	小規模特認校就学申請書

Q&A

・指定学校変更の手続き等について

[問1] 住所地の指定学校を調べたいのですが？

[答1] 神戸市教育委員会ホームページ (<http://www.city.kobe.lg.jp/child/school/area/kouku/>)
で町名から指定学校を検索できます。又は、神戸市教育委員会事務局教育企画課学事計画係
(TEL: 322-5763)まで、お問合せください。

[問2] 指定学校変更を希望したいのですが、最初にどこに相談すればよいのでしょうか？

[答2] 指定学校の変更事由に該当し、指定学校の変更を希望される保護者の方は、原則として、
最初に住所地の指定学校にご相談ください。

(転居等の理由により、従前の学校への就学を引き続き希望される場合も、従前の学校
に相談される際に、あわせて転居後の指定学校の承諾を得てください。)

[問3] 指定学校の変更は、希望すれば必ず認められるのですか？

[答3] 別表の変更事由に該当する場合は指定学校の変更を希望することができますが、下記の
場合は、希望しても認められないことがあります。

(1)通学に支障がある場合 (2)学校施設の状況により希望学校での受入が困難な場合

[問4] 他の中学校区の小学校へ指定学校の変更が認められている場合、小学校から中学校
に進学する際の取り扱いはどうなるのですか？

[答4] 他の中学校区の小学校への指定学校の変更が認められている場合でも、進学時には住所
地の校区の中学校へ就学していただくことになります。

(同様に、他の高等学校の学区の中学校への指定学校の変更が認められている場合も、進学
時には住所地の学区の高等学校を受験していただくことになります。)

・障害等を理由とする指定学校の変更について

[問5] 指定学校以外の特別支援学級(障害児学級)に入級する場合とはどのような例ですか？

[答5] 難聴学級又は病弱学級(院内学級)に入級する場合や、学年途中の転校時に指定学校に特
別支援学級が全く設置されていない場合は、指定学校以外の設置学校に就学できます。

・遠距離通学を理由とする指定学校の変更について

[問6] バス等の公共交通機関による通学が認められている地域はどこですか？

[答6] バス等の公共交通機関による通学については、各学校で地域を限定して認めていますので、
各学校にご確認ください。

[問7] 自宅から指定学校までが遠距離(小学校 片道2km以上、又は公共交通機関利用)で
すが、同じ中学校区内に小学校が1校(指定学校)しかない場合は、どうなりますか？

[答7] 上記の場合で、指定学校より、他の中学校区の隣接学校の方が通学の負担が少ない場合
は、指定学校の変更を希望できます。

指定学校変更許可基準

区分	許可理由	対象学年	添付書類	許可期間
許可地区	地理的条件、所属町内会等により、教育委員会が学区外通学を許可している地区	全学年	・町内会長の証明	許可開始日から卒業まで
身体的理由	身体障害又は身体虚弱により指定学校に通学することが困難な場合	全学年	・医師の診断書 ・その他教育委員会が必要と認める書類	許可開始日から当該理由が消滅するまで(学年毎に更新)
共働き等	夫婦共働き(父子・母子家庭で親が就労している場合を含む。)で昼間養育できず、預かり先がある地区の学校へ通学を希望する場合	小学校6年生以下	・両親の勤務証明書(第2号様式) ・児童預り証明書(第3号様式)	許可開始日から小学校6年生終了時まで
環境不適合	転居したが著しく適応性に欠け又教育に支障をきたすため、従来の学校に通学を希望する場合	全学年	・学校長副申書(第5号様式)	許可開始日から当該学年末まで(但し更新を妨げない)
市内間転居(卒業学年)	小学校6年生又は中学校3年生時の転居で通学に支障がない場合	小学校6年生 中学校3年生	・学校長副申書(第5号様式)	許可開始日から当該校の卒業まで
市内間転居(隣接学区外転居)	隣接学区以外への転居で通学に支障がない場合	全学年	・学校長副申書(第5号様式)	許可開始日からその学期が終了するまで
市内間転居(隣接学区間転居)	隣接学区への転居で通学に支障がない場合	全学年	・学校長副申書(第5号様式)	許可開始日から中学校卒業まで(但し中学校への進学に際し学区外通学を許可するのは、学区外通学が許可されていた当該小学校区が属する中学校へ進学する場合に限るものとし、中学校への進学に際して改めて手続を要するものとする)
転居予定	住宅の新築等により転居することが確定しているため、予め転居予定地区の学校に通学を希望する場合で、通学に支障がない場合	全学年	・建築確認通知書の写 ・売買契約書の写 ・賃貸借契約書の写 ・その他転居を証明する書類	許可開始日から1年以内
住民票異動未了	特別な事情で居住地に住民登録ができない場合	全学年	・民生委員、町内会長等による居住を証明する書類 居住証明書(第4号様式)	許可開始日から住民登録が可能になるまで(学年毎に更新)
学校選択制	学校選択制に基づく各学校の受け入れ枠内の場合	新入学生		許可開始日から中学校卒業まで(但し中学校への進学に際し学区外通学を許可するのは、学区外通学が許可されていた当該小学校区が属する中学校へ進学する場合に限るものとし、中学校への進学に際して改めて手続を要するものとする)
イメージン教育枠	イメージン教育枠内の場合(石井小学校に限る。)	新入学生		許可開始日から中学校卒業まで(但し中学校への進学に際し学区外通学を許可するのは、学区外通学が許可されていた当該小学校区が属する中学校へ進学する場合に限るものとし、中学校への進学に際して改めて手続を要するものとする)
その他	真にやむを得ない理由があり、教育上の配慮が必要であると教育委員会が認める場合	全学年	・学校長副申書(第5号様式) ・その他教育委員会が必要と認める書類	許可開始日から必要と認める期間

指定学校変更許可基準(FAQIA-4671~4673)

留守家庭や学年の中途に転居の予定がある場合など次の「指定学校変更許可基準」に該当する場合は、指定された小・中学校の変更を許しています。

1 おおむね6か月以内に転居が決まっているため、あらかじめ転居予定地の指定学校への通学を希望する場合

※ 転居予定地の住所及び移転の時期を証明する書類の写し(契約者が保護者で、入居時期のわかるもの)を区役所市民課・出張所又は学事課へ持参して申請してください。確実に転居されることが確認できれば、転居予定時期までの「指定学校変更許可書」を交付します。

この証明書類としては

- ・住宅の賃貸借契約書の写し
- ・住宅の売買契約書の写し
- ・住宅の建築請負契約書の写し 等があります。

2 年度中途(学年の始業の日以降)に転居し、年度末まで従前の学校への通学を希望する場合

※ 区役所市民課又は出張所で転居届をされる際に、申請してください。その学年の末までの「指定学区変更許可書」を交付します。

※ 広島市外へ転出の届けをされる際も同様に許可しますが、この場合は転出先の教育委員会との協議が必要になりますので、後日、学校を通じて「区域外就学許可書」と「区域外就学承諾書」をお渡しします。「区域外就学承諾書」は転出先の教育委員会へ提出してください。

3 留守家庭のため下校後、保護者に代わって児童を保護する者(保護責任者)がいる学区の小・中学校への通学を希望する場合

※ 教育委員会学事課でのみ申請を受け付けています。

※ 必要書類

(1) 下校後、児童を保護できる者が自宅にいないことを証明する書類

* 両親(ひとり親の場合は、同居の保護者)の在職証明書

ア 勤務先で勤務していることと勤務時間等の証明をもらってください。

イ 自営業(個人)の場合は、確定申告書又は営業許可書の写しなど、事業を行っていることと事業所の所在地がわかる書類の写しをご持参ください。

(2) 下校後、保護責任者が児童を保護することを証明する書類(保護承諾書)

(様式はPDF形式で作成されています。閲覧にはAcrobat Readerが必要です。ダウンロードはこちらから)

ダウンロード

[在職証明\(70KB\)\(PDF文書\)](#)

[保護承諾書\(親族宅等用\)\(136KB\)\(PDF文書\)](#)

[保護承諾書\(勤務先等用\)\(124KB\)\(PDF文書\)](#)

4 指定学校に特別支援学級が未設置のため、近隣の設置校へ通学する場合

※ 詳しいことは、青少年総合相談センター(特別支援教育課)へご相談ください。

電話 082-504-2197

5 院内学級(注1)設置病院へ入院し、院内学級への入級が適当な場合

(注1)院内学級とは、大規模病院に入院している小学生及び中学生のために設置されている学級のことです。

※入院している病院の担当医師の許可を得た上で、病院内の院内学級を通じて申請してください。

6 指定学校変更許可区域(注2)に居住している者で、小学校又は中学校へ新入学又は転入学の際に、許可学校への通学を希望する場合

(注2)指定学校変更許可区域とは、学区の境界付近で町内会活動や通学距離等の理由から設けられた一部の地域のことです。

※指定学校変更許可区域の一覧

※ 新入学の際の手続きは、1月末に「入学通知書」が届いた後、区役所市民課又は出張所へ「入学通知書」を持参して申請してください。卒業時までの「指定学校変更許可書」を交付します。

※ 転居・転入時の手続きは、区役所市民課又は出張所で転居・転入の届出をされる際に申請してください。卒業時までの「指定学校変更許可書」を交付します。

7 いじめ、不登校又は身体的理由等やむをえない事情があるために教育上の配慮が必要で、指定学校以外への通学が適当な場合

※ 詳しいことは、学事課へお問い合わせください。

電話 082-504-2469

8 いきいき体験オープンスクール(注3)に申し込み、決定を受けて、筒瀬小学校、似島小学校又は似島中学校へ通学する場合
(注3)いきいき体験オープンスクールとは、筒瀬小学校、似島小学校又は似島中学校において、豊かな自然の中で個性に応じた指導を実践する教育活動です。

※ それぞれの小・中学校の教育活動に賛同し、おおむね1時間程度で通学でき、1年以上の通年通学を希望される人は、例年2月に新学年からの就学希望者を募集(人員には限りがあります。)しています。

※ お問い合わせ・申し込みは

指導第一課 電話 082-504-2486

現在位置: [トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [子育て・教育](#) > [小・中・特別支援学校](#) > [転入学の手続き・指定校の変更](#) > [指定学校の変更許可](#)

[印刷用ページ](#)

指定学校の変更許可

学齢児童・生徒は、その住所地の教育委員会が定めた通学区域の学校(指定校)に就学することになっています。

ただし、相当の事由があると認められる場合に限り、保護者の方の申し出によって、指定校以外の小・中学校への就学を許可することがあります。

指定学校変更の許可に相当する事由として、次の許可基準により認めています。

- 「(1) 学年途中の転居」
- 「(2) 保護者の勤務等の事情により、その留守家庭に適当な監督者がいない場合」
- 「(3) 一時的転居」
- 「(4) 転居予定」
- 「(5) 病弱等」
- 「(6) 学校行事」
- 「(7) 特別な事情(いじめや登校拒否など)」
- 「(8) 校区変更予定」
- 「(9) 公共事業」
- 「(10) 日本語適応指導」
- 「(11) 兄弟姉妹関係」
- 「(12) 小規模特認校」

指定学校の変更許可についての具体的な相談・お問い合わせは、各区役所子ども・家庭相談コーナーへ。

各区役所子ども・家庭相談コーナー	
門司区	093-332-0115
小倉北区	093-563-0115
小倉南区	093-951-0115
若松区	093-771-0115
八幡東区	093-661-0115
八幡西区	093-642-0115
戸畑区	093-881-0115

小・中・特別支援学校

[学校ニュース・お知らせ](#)

[転入学の手続き・指定校の変更](#)

[教育委員会の取組み](#)

[計画・会議](#)

[学校規模適正化推進事業](#)

[学校給食](#)

[調査・統計](#)

[市立小学校](#)

[市立中学校](#)


[組織から探す](#)

[区役所](#)

[施設](#)

[市政・区政相談](#)

[市政・区政提案箱](#)

北九州市コールセンター
093-671-8181
年中無休 8時～21時 



指定学校の変更について

福岡市では、住所地の通学区域に基づき、就学すべき学校を指定しています。

しかし、以下のような理由があり、通学上の安全・学校の受け入れ態勢等が確認できる場合等は、市内間で、就学する学校を変更することができます。

他の市町村等へ転出される場合など他の自治体にお住まいの方の手続きは、区域外就学の手続きとなります。変更の理由等詳細は[区域外就学についてのページ](#)をご覧ください。

手続き方法

手続きは下記のとおりです。

(ただし、変更理由8の場合の手続きは、下記と異なりますので、まず現在の学校にご相談ください。)

詳細につきましては、お問い合わせください。

1. 就学を希望する学校に相談する。
2. 学校長が事情を確認し、受け入れが認められる場合は、「副申書」を保護者に交付する。
3. 副申書及び下記の必要書類を持参の上、住民登録のある区役所(出張所)市民課にて手続きを行う。
4. 区役所(出張所)で、必要書類を確認し、受け入れが許可できる場合は、保護者に対し指定学校変更通知書(学校宛・保護者宛)を発行する。
5. 保護者は、指定学校変更通知書(学校宛)を、学校へ提出する。

変更理由 1

心身の故障により遠距離の学校に通学することが困難な場合

審査事項: 身体虚弱、身体障害の状況が客観的であること

変更期間: 必要な期間

必要書類: 医師の診断書等、就学希望学校長の副申書、通学経路図・誓約書

変更理由 2

転出学により著しく教育に支障を来す場合

(1) 小学校第5学年および第6学年並びに中学校第2学年および第3学年に在学する場合

(2) (1)以外の学年中途の場合

審査事項: 各学年の中途の異動であって、保護者の申請理由及び学校長の副申内容等から指定学校変更がやむを得ないと認められる事情であること

変更期間: (1)卒業まで (2)当該学年末または学期末まで

必要書類: 就学希望学校長の副申書、通学経路図・誓約書、その他事情により必要と認める書類

変更理由 3

短期間の居住後再度転居(転出入)することが確定している場合

審査事項: 再度転居(転出入)することが確定していること

変更期間: 原則として1年間を限度に転居(転出入)日まで

必要書類:再度転居(転出入)することを証する書類(建築確認書の写し、建築請負契約書の写し、家屋売買契約書の写し、賃貸借契約書の写しなど)、就学希望学校長の副申書、通学経路図・誓約書

変更理由 4

転居することが確定しているため 学期(学年)始めから転居先の学校へ転入(入学)する場合

審査事項:転居することが確定していること

変更期間:1年間を限度として転居日まで

必要書類:転居することを証する書類(建築確認書の写し、建築請負契約書の写し、家屋売買契約書の写し、賃貸借契約書の写しなど)、就学希望学校長の副申書、通学経路図・誓約書

変更理由 5

両親が共働きのため、帰宅後監督者がいない場合

審査事項:家庭内で両親以外に保護監督する者がいないこと
(就学を希望する学校の通学区域内にお子様の放課後における保護監督者がいることが条件です。)

変更期間:原則として小学校第6学年まで
※中学校に関しては、認められません。本来の指定学校へ就学していただくこととなります。

必要書類:両親の勤務証明書(勤務時間を明記したもの)、身元引受書・委任状、就学希望学校長の副申書、通学経路図・誓約書

変更理由 6

公共事業による立退きの場合

審査事項:保護者の申請理由、学校長の副申内容及び事業概要等から指定学校変更がやむを得ないと認められる事情であること。

変更期間:原則として卒業までの必要な期間

必要書類:事業概要等の説明書、就学希望学校長の副申書、通学経路図・誓約書

変更理由 7

転校の結果、学校行事に参加できなくなるとき

審査事項:学校が計画し、実施する行事であること

変更期間:当該学年内の学校行事の終了日まで(ただし、終了日の翌日を休業日とするものは当該休業日まで)

必要書類:就学希望学校長の副申書、通学経路図・誓約書

変更理由 8

いじめ、不登校等児童生徒の生活指導上特に問題があるため、指定学校へ通学することが適当でないと判断される場合

審査事項:指定学校変更が真にやむを得ないと認められる事情であること

変更期間:必要な期間

必要書類:児童相談所等の意見書または医師の診断書等、就学希望学校長の副申書、通学経路図・誓約書、その他

変更理由 9

転出学等により兄弟姉妹が卒業まで指定学校を変更する場合の兄弟姉妹について

審査事項:指定学校変更がやむを得ないと認められる事情であること

変更期間:学年に関わらず、卒業まで

必要書類:就学希望学校長の副申書、通学経路図・誓約書

変更理由 10

保護者が、教育委員会が特別転入学制度に指定する学校に就学を希望し、教育委員会が就学を認めた場合
(参考:海っ子山っ子スクール)

審査事項:保護者の申請理由、学校長の副申内容から指定学校変更が望ましいと認められること

変更期間:原則として1年以上

必要書類:結果通知書、就学希望学校長の副申書、通学経路図・誓約書

変更理由 11

遠距離通学解消等のため、指定学校変更許可区域の保護者が変更許可校への通学を希望する場合

審査事項:保護者の住所地在教育委員会が指定する学校変更許可区域内にあること

変更期間:卒業まで

必要書類:就学希望学校長の副申書、通学経路図・誓約書

熊本市立小中学校について(学校一覧、校区、各種手続等)

教育委員会事務局 学務課
電話:096-328-2716 メール: info@city.kumamoto.jp

熊本市立学校一覧

[熊本市立小中学校児童生徒数\(各年5月1日現在\)](#)

[熊本市立小中学校通学区区域索引簿\(住所から校区を検索\)](#)

[熊本市立小学校及び中学校通学区区域\(学校名から住所を検索\)](#)

[田迎小学校・力合小学校・熊田小学校分離新設校について](#)

[熊本市立小中学校の入学手続](#)

[熊本市立小中学校への転校手続](#)

[指定校変更・区域外就学](#)

[外国からの編入、外国への転出](#)

[一時帰国者等の体験入学](#)

[障がいのある児童生徒の就学](#)

[通級指導教室・特別支援学級設置一覧](#)

指定校変更・区域外就学

熊本市教育委員会では、児童・生徒の就学すべき学校を指定する場合に、教育委員会告示による「熊本市立小学校及び中学校通学区」に基づいて学校の指定を行っています。

ただし、下記のとおり許可基準を定め、申立が相当と認める場合には指定校変更及び区域外就学の許可を行っています。

■市内間(指定校変更)と市外間(区域外就学)で許可基準が異なります。

■個別の事情によっては、許可できないことがあります。事前に必ず学務課へご相談ください。

■生活実態の伴わない住民票異動による越境通学はできません。

学校は居住地の小学校および中学校での受入れとなり、生活の実態が伴わない住民異動による越境通学は認められません。教育委員会の許可を受けていない越境通学がわかった場合は、居住地の小学校および中学校へ転校していただくことになります。

■児童生徒のみの住民票異動を行う場合は必ず学務課へご相談ください。

<許可基準一覧表>

▼市内に居住する児童・生徒が校区外の学校へ就学できる場合

許可要件	就学許可期限	必要書類
権衡地区(選択地区)に居住する場合 ※	小・中学校卒業まで(再選択不可)	
両親が共働きなど(児童帰宅時に養育者不在)の場合	小学校卒業まで、身元引受人の居住する校区の小学校に通学可(ただし中学校は居住する校区の中学校へ入学となります)	保護者の勤務証明書 身元引受承諾書
学年途中で転居する場合	学年末まで	
卒業学年(小学6年、中学2~3年)に転居する場合	卒業まで	
転居予定(おおむね1年以内)の場合	実際の転居日まで	建築確認書、契約書など
同一中学校区内に転居する場合	小学校卒業まで	
兄弟姉妹が同一学校への就学を希望する場合	卒業まで	
その他特別な事情がある場合	事情による	事情による

※権衡地区については、新入学時は関係学校で申立て可能、転入時は区役所区民課などで学校指定時に申し出れば選択可能。ただし、再選択はできません。

▼市外に居住する児童・生徒が市内の学校へ就学できる場合

許可要件	就学許可期限	必要書類
学年途中で転出する場合	学期末まで	
小学6年、中学3年の1学期終業式日以降に転出する場合	卒業まで	
転入予定(1学期程度の期間内)の場合	実際の転入日まで	建築確認書、契約書など
一時的な転出(1学期程度の期間内)の場合	理由該当期間	契約書など
その他特別な事情がある場合	事情による	事情による

